

広島市江波山気象館に係る指定管理者候補者の選定について

広島市江波山気象館について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区江波南一丁目40番1号
- (2) 設置目的
気象に関する市民の興味と関心を高めるとともに、気象に対する理解を深めるための場を提供し、もって市民の豊かな教養に資することを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名
公益財団法人広島市文化財団（広島市中区加古町4番17号）
- (2) 非公募理由
博物館の管理運営には次の点が必要であり、経験を積んだ相当数の専門職員を確実に確保する必要がある。
このため、専門的知識や豊富な経験を持つ職員を多く有する公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。
ア 博物館法の規定により、専門職員として学芸員等の配置が必要である。
イ 博物館事業の中核である「資料の収集・整理・保管・展示・教育」という一連の業務が遂行できる知識・技術の蓄積が必要である。
ウ 博物館の種別ごとに必要となる学術分野における調査・研究能力とその実績を備えている必要がある。
エ 該当する学術分野の地域事象に対して精通している必要がある。
オ 博物館、大学等の研究機関等との人的ネットワーク及び対外的信用の蓄積が必要である。

3 市民局指定管理者指定審議会非公募施設審査部会委員

役職	職名	氏名
会長	市民局長	杉山 朗
副会長	市民局次長	橋場 忠陽
委員	市民局文化スポーツ部長	松嶋 博孝
委員	市民局国際平和推進部長	村上 慎一郎
委員	市民局国際平和推進部国際化推進担当部長	中谷 満美子
委員	市民局人権啓発部長	平岡 重宏

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評価項目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市文化財団**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	公益財団法人広島市文化財団
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額	5億2,914万5千円
◎ 指定管理料提案額	5億2,914万5千円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

<指定管理者候補者となった公益財団法人広島市文化財団の取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率 (2.3%)】	達成 (2.35%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	—
		5割以上で8割未満の場合	該当
	2割以上で5割未満の場合	—	